

目標 I

すべてのこどもの生まれ持った環境に
左右されることのない幸せな成長を支えます

【すべての成長過程（ライフステージ）を通じた支援】

こども・若者にとっての課題や求めているニーズの中には、特定の成長過程で明確に分けずに成長過程の全体を通して縦断的に対処すべきものがあります。

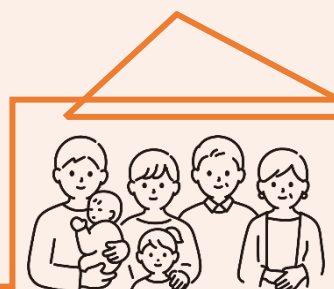
こども・若者に対する支援が特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要であり、さらにこうした支援が、生まれ持った環境に左右されることなく、全てのこどもにひとしく行き渡るようにすることが必要です。

また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えることが重要です。

全てのライフステージに共通する課題に対して切れ目のない支援を行うとともに、成長過程を通して縦断的に支援し、こども・若者の幸せな成長を地域社会全体でサポートします。

成果指標

指標名	現状値	目標値（R11）
こども・若者の遊びや体験活動の機会が十分にあると感じる保護者の割合（％）	12.3 （R6 年度）	20.0
障がいや発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加が推進されている、地域社会から包まれている、と感じる保護者の割合（％）	42.1 （R6 年度）	45.0
安心できる場所が1つ以上あると感じる児童・生徒の割合（％）	98.9 （R6 年度）	100.0



① こどもの権利の保障

取り巻く状況と課題

➤ こどもの権利

- 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が平成元年の国連総会において採択され、日本は平成6年に批准しました。この条約で、こども一人ひとりが「生きる」、「育つ」、「守られる」、「参加する」といった権利を行使する主体として位置づけられました。さらに、平成28年の改正児童福祉法において、「子どもの権利」が位置づけられ、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれ「子どもの権利」を支え、その福祉を保障しなければならないことが明確化されました。
- 令和5年には、こどもを権利の主体とし、その権利を保障するはじめての法律として「こども基本法」が制定され、「児童の権利に関する条約」を踏まえた基本理念のもと、こどもの利益を一番に考え、こどもに関する施策を国の取組の中心に据え、こどもまんなか社会の実現に向けて大きく舵を切りました。
- 本市では、こどもたちの権利を守り、地域全体でこどもを見守り、健やかに育てるため、平成26年3月に「大仙市子ども条例」を制定し周知してきましたが、アンケートの結果によると「子どもの権利」について知らないと答えた児童・生徒の割合は8割を超えており、本条例の認知度についてはいまだ十分とは言えない現状です。

➤ 児童虐待

- 現在、県においては児童虐待に関する相談及び対応件数は増加を続けており、本市においてもこどもの権利が脅かされる事案が増加しています。さらに、こどもの貧困問題や意見を表明する機会の不足など、こどもを取り巻く様々な課題が山積しています。

➤ ヤングケアラー

- 近年、国や自治体の調査によって、本来はおとながやるべき家事や家族のお世話（ケア）を日常的に行っているこども、いわゆる「ヤングケアラー」の存在が明らかになり、その認知度が高まるとともに、新たに顕在化した社会的問題として解決への取組が必要となっています。
- ヤングケアラーは、これまで法律上の定義が明確にされていませんでしたが、令和6年6月、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されました。

- 本市においても、令和4年度にヤングケアラーに関する実態調査を実施し、調査の結果、お世話をしている家族がいると回答したこどもの割合が、小学生で2.9%、中学生で1.6%、高校生で1.4%であることが明らかになりました。いずれも国の調査結果より低くなっていますが、潜在的なヤングケアラーが存在する可能性も否定できず、こうしたケースを早期に把握し、迅速に対応できるよう、早急な相談・支援体制の構築が必要です。

➤ こどもの権利全般に関する課題

- こうした状況を踏まえ、こどもたちの権利を保障し、こどもを社会のまんなかにも据えたまちづくりを推進するため、「大仙市子ども条例」やこどもの権利についての理解の促進、意見表明の場の確保、こどもの居場所や活動の場の充実に努めるとともに、重大な権利侵害である児童虐待やいじめからこどもたちを守り、ヤングケアラーなど新たな問題に対しても適応できる体制の構築や仕組づくりを進めていく必要があります。

重要業績評価指標※1（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
「子どもの権利」について知っている児童・生徒の割合（%）	19.8 （R6年度）	30.0
こどもの意見表明の場が確保されていると感じる児童・生徒の割合（%）	41.2 （R6年度）	50.0
若者（18～39歳）の投票率（%）	38.0 （R5年度）	45.0
メンタルヘルスサポーター養成講座の累計修了者数（人）	270 （R5年度）	421
自分が困ったときに助けてくれる人がいると思う児童・生徒の割合（%）	97.8 （R5年度）	100.0
校内教育支援センター※2等の設置率（%）	80.0 （R5年度）	100.0
ヤングケアラーにあてはまると思う児童・生徒の割合※（%）	0.3 （R4年度）	0.0

※ 「お世話している家族がいる」と回答した児童・生徒のうち、自分自身が「ヤングケアラーにあてはまると思う」と回答した者の割合を指す。

※1 重要業績評価指標（Key Performance Indicator）

目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標。

※2 校内教育支援センター

文部科学省が策定した「COCOLOプラン」に基づく取組の一つで、空き教室を活用して、不登校や集団生活に不適応傾向のある児童生徒等を支援する教室のこと。

具体的な施策

施策（１）こどもの権利に関する理解の促進

こどもの権利に関するリーフレットやポスターの作成など、こどもの成長・発達段階や立場に応じた効果的な広報・啓発を進めます。

■主な事業

- （仮称）こどもの権利に関する普及啓発・情報発信事業【新規】 等

施策（２）こどもの意見表明の場の確保

全てのこどもが様々な方法で意見を表明し、まちづくりに積極的に参加できるよう、その仕組みづくりを行います。

■主な事業

- 大仙市中学生議会 ○心ふれあうさわやか大仙事業（中学生サミット）
- 大仙市SDGsレポーター事業 ○高校生ワークショップの開催【新規】
- 若者意見入力フォームの設置【新規】 等

施策（３）児童虐待防止対策の充実、保護・支援・アフターケアの推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応が行われるよう、関係機関と連携しながら支援体制の強化を図り、児童虐待防止対策の推進と、各段階でのサポートの充実につなげます。

■主な事業

- こども家庭センターによる相談支援 ○要保護児童対策地域協議会の運営
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携） 等

施策（４）いじめ、不登校、困難に直面することもへの支援

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、不登校児童生徒の社会的自立支援などに向けた相談・サポート体制の強化を進めます。

■主な事業

- 子ども・若者育成支援事業 ○教育支援センター（フレッシュ広場）の運営
- スクールカウンセラーやフレッシュカウンセラー（臨床心理士等）、心の教室相談員（スマイルサポーター）の配置
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲）
- 情報モラルいじめ対策事業 等

施策（５）ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの認知度向上、潜在的なヤングケアラーの視点をもった相談体制の構築に努めるとともに、ヤングケアラーの把握に努め、ケースにあわせて必要な相談支援を行います。

■主な事業

- 悩みを抱える子どもの相談体制構築事業
- こども家庭センターによる相談支援（再掲）
- 子育てファミリー支援事業
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲） 等

施策（６）自殺や犯罪から子ども・若者を守る取組

様々な原因による自殺から子ども・若者の生命を守るため、相談・サポート体制の強化を進めるとともに、犯罪や事故からの安全を確保し、安心して暮らすことのできる環境を整備するため、有害環境対策、防犯・交通安全対策を進めます。

■主な事業

- 保健師によるこころの健康相談支援 ○ほっとスペースの運営
- 大仙こころほっとセミナー ○ＳＯＳの出し方・受け方教育
- メンタルヘルスサポーター養成講座
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲）
- 交通指導員、防犯指導員による街頭パトロール及び啓発活動
- 大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会の運営 等

② こどもの居場所づくり、多様な遊び・学び・体験の機会創出

取り巻く状況と課題

➤ 居場所や遊び・学び・体験の重要性

- 私たちが生きるうえで、肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感の醸成につながる、不可欠な要素です。特に、こどもの健やかな成長にとって、遊んだり、集まって活動したり、多様な考え方や文化・芸術に触れることができるような居場所の存在は大変重要です。
- また、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルをはじめ、想像力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などを育み、多様な動きを身に付け、健康を維持すること、ひいてはウェルビーイングの向上につながります。
- 一方、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題です。地域コミュニティの希薄化や、少子化の進行により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、特に過疎化が進む地方部においてこうした傾向が一層懸念されています。

➤ 本市におけるこどもの居場所の状況

- 本市には、様々なこどもの居場所がありますが、こどもの発達や成長段階によってそれぞれのニーズは異なり、また、居場所があっても利用しないこどももいます。
- 居場所を持てており、さらにその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの前向きな生き方に関係することから、こどもの育ちにとって極めて重要です。本市のアンケート調査では、自身の安心できる場所があると感じる児童・生徒の割合が98.9%と高い割合となっているものの、全体の21.1%、約5人に1人はその居場所が1つであると答えています。さらに、居場所が1つである児童・生徒のうち、その居場所が自分の家または部屋であると回答したのは87.4%と、自宅以外に居場所がない場合も多いことが明らかとなっています。
- 高校生ワークショップでは、特に放課後の時間において、自由に過ごせる居場所がないという意見が多くあり、小さなこどものみならず、全ての世代が楽しめる公園や運動施設などの居場所の整備が求められています。
- また、本市のアンケート調査や若者意見入力フォームにおいても、「冬期間や雨天時に屋内で遊べる場所が欲しい」といった要望が多く寄せられており、屋内の遊び場の整備に対するニーズの高さがうかがえました。
- 「全てのこどもに居場所があるかどうか」という視点から、こどもがほっとできる多様なニーズに応じた居場所を確保するとともに、遊びや学び、体験ができる環境の整備を進めていく必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
児童館延べ利用人数（人）	37,931 （R5年度）	29,000※
部活動（スポ少含む）や習い事などへの参加率（％）	79.2 （R4年度）	82.0

※ 目標値が現状値よりも低くなっているが、これは過年度の利用状況の推移や人口動態など、数値に影響を与える要因となり得る事項を考慮し、算出したものである。

具体的な施策

施策（１）安心して過ごせる居場所づくり

公園や児童館など、屋内外の居場所を安心して利用できるよう、適切な管理に努めるとともに、放課後等のこどもの居場所や、魅力ある公園の整備を進めるなど、こどもの成長段階やニーズに応じて安全・安心に過ごせる居場所づくりに取り組みます。

■主な事業

- 公園維持管理 ○児童館管理 ○子どもの遊び場管理（遊具点検）
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 子どもの居場所づくり推進事業（再掲） 等

施策（２）遊び・学び・体験の機会の充実

こどもが自由に遊んだり、本や芸術、食文化、伝統文化等に親しむなど、多様な活動や体験ができる機会や場所を提供します。

■主な事業

- 屋内遊び場施設整備事業 ○地域拠点公園整備事業 ○放課後子ども教室
- 食育推進事業 ○子ども読書活動推進事業
- 大仙市ふるさと探訪楽園ツアー（「大仙ふるさと博士育成」事業との連携） 等

③ こどもの貧困の解消に向けた対策

取り巻く状況と課題

➤ こどもの貧困

- 日本には、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習・部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進路を諦めざるを得ないこどもなど、権利が脅かされた状況で暮らしているこどもが多数存在し、相対的貧困率※は先進国の中でも非常に高い水準となっています。こどもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を著しく侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題です。また、貧困家庭に生まれたこどもがその成長過程で様々な不利な状況におかれ、将来も貧困から抜け出せない「貧困の連鎖」が起きていることも問題となっています。
- 厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、こどもの貧困率は、平成24年の16.3%をピークに減少傾向で推移し、令和3年には11.5%まで減少しています。また、こどもがいる現役世帯のうち、おとなが一人の世帯の貧困率は、平成9年の63.1%をピークに増減を繰り返しながら、令和3年には44.5%まで減少したものの、依然としておよそ半数の世帯が相対的貧困の状況にあるという結果になっています。

➤ 生活保護

- 本市の生活保護受給世帯は令和5年度末時点で879世帯であり、このうち18歳未満のこどもがいる世帯は26世帯となっています。これは、生活保護受給世帯の約3%にあたります。
- 生活保護に至る前段階において、生活全般にわたる困りごとに関する支援を行う「生活困窮者自立相談支援事業」の令和5年度の新規相談件数171件のうち、18歳未満のこどもがいる世帯からの相談件数は26件となっており、相談内容としては、「収入、生活費」が18件と最も多く、次いで「子育て」が8件、「家賃」及び「仕事探し」が7件となっています。

➤ 就学援助

- 小・中学生を対象とした就学援助の認定者数は減少傾向で推移しており、令和5年度は243人で、全児童・生徒数に占める割合は5.2%となっています。

➤ こどもの貧困全般に関する課題

- こうした状況を踏まえ、全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに成長し、選択肢を狭められることなく自分自身の可能性を信じ、自らの将来に夢と希望がもてるよう、こどもや保護者に寄り添った相談体制の構築や良好な養育環境の確保、こどもたちの平等な学習機会の確保などの支援を実施していく必要があります。

※ 相対的貧困率

所得が集団の中央値の半分にあたる貧困線に届かない人の割合。国や地域における経済格差を測る代表的な指標のひとつで、相対的貧困率が高ければ、低所得層に人口が集中し経済格差が拡大していることを意味する。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
生活保護世帯の高校等進学率（％）	100.0 （R5 年度）	100.0
生活に困ったときに相談できる場所を知っている保護者の割合（％）	54.7 （R6 年度）	60.0
子どもの学習・生活支援事業の利用者数（人）	6 （R5 年度）	6
過去 1 年間に公共料金の未払い経験があった保護者の割合（％）	7.5 （R6 年度）	5.6
18 歳未満のこどもがいる生活保護世帯の保護者のうち、転職または就職した人数（人）	3 （R5 年度）	3

具体的な施策

施策（１）学びの機会の提供

こどもたちが家庭の経済状況により進路の選択肢を狭められることのない環境を整備し、自らの将来を切り拓くチャレンジを応援します。

■主な事業

- 子どもの学習・生活支援事業 ○就学援助制度
- 給付型奨学金制度 ○貸与型奨学金制度 等

施策（２）こどもの貧困に対する相談・サポート体制の充実

生活や家計、就職の問題など、経済的に困難な状況に置かれたこどもや子育て当事者がいつでも悩みを相談でき、必要な支援に円滑かつ確実につながるよう、支援に関わる全ての機関が連携し、こどもの貧困問題の背景にある複雑かつ多様な問題を適切に把握することができる体制を構築します。

■主な事業

- 生活困窮者自立相談支援事業 ○生活困窮者家計改善支援事業
- 大仙市「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業（重層的支援体制整備事業）
- 生活保護制度の適切な運用 等

施策（３）保護者の就労支援

こどもたちが抱く家庭の経済状況への不安を軽減し、安心して生活できるよう、保護者の安定的な就労を支援します。

■主な事業

- 生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）
- 生活困窮者就労準備支援事業 ○生活保護受給者等就労自立促進事業 等

施策（４）生活の安定に資するための経済的支援

こどもも保護者も経済的・精神的にゆとりをもって生活ができる基盤を支えるため、必要な給付事業などの支援を行います。

■主な事業

- 初回産科受診料支援事業 ○住居確保給付金支給事業
- 就学援助制度（再掲） ○生活保護制度の適切な運用（再掲） 等

④ 障がいに対する支援や医療的ケアが必要なこども・若者への支援

取り巻く状況と課題

➤ 障がい児

- 障がい児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障がい児やその家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障がいの種別で分かれていた障がい児への給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等サービスや保育所等訪問支援が創設されました。
- 今や世界標準となっているノーマライゼーション※の理念を踏まえ、障がいのある人とない人との「共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育や保育に取り組むとともに、障がいなどを原因として発達に課題のあるこどもを育てる保護者が、周囲から十分な理解を得られない状況もあることから、発達の課題や障がいに対する社会全体での理解を促進していくことが重要です。

➤ 医療的ケア児

- 医学の進歩によって多くの乳幼児の命が救われるようになり、家族の介助を受けている日常的に医療的ケアが必要なこども（医療的ケア児）は増加しています。その一方で、必要とされる支援やその提供体制が追いついていないのが現状であり、家族が離職し、医療的ケア児の生活介助に専念せざるを得ないケースが少なくありません。こうした背景から、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、それまで努力義務だった医療的ケア児とその家族への支援が、社会全体の責務とされました。
- 令和5年度に県が実施した「医療的ケア児に関する状況調査」によると、医療的ケア児の数は、全県で139人、本市では8人となっています。このような医療的ケア児は、ケアの内容が多岐にわたり、必要な支援も複雑・多様化していることから、その実態を適切に把握するとともに、きめ細かい支援体制の構築が求められます。

➤ 学校における支援

- 文部科学省の「学校基本調査」によると、令和5年度の特別支援学級は、市内の小中学校で42学級、中学校では24学級となっており、令和元年度と比較して小学校では減少し、中学校では増加しています。また、その特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、小学生で102人、中学生で50人となっており、どちらも令和元年度から増加していることから、サポートを必要とする児童・生徒とその家族のニーズに合わせ、適切な教育環境を整備する必要があります。

※ ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念。

➤ 教育・保育施設における支援

- 教育・保育施設は、生活を基盤としたこどもとの関わりの場であり、保育を通じて、こども一人ひとりの心身共に健やかな成長と発達を支援することが求められています。
- 医療的ケア児においても、適切かつ安全に医療的ケアを行うことはもちろんのこと、他のこどもと同様に、健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育を提供し、集団生活を通して、相互に豊かな関わりをもてるようにすることが重要です。
- 本市においても、令和6年4月に「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定し、医療的ケア児の円滑な受け入れ及び安全な支援を提供することを目的として、受け入れにあたり必要な基本的な考え方や留意事項等をまとめています。

➤ 学校以外における支援

- 学校以外での支援として、障がい児通所支援事業の利用者は、特に児童発達支援と放課後等デイサービスにおいて増加が顕著で、令和元年度と令和5年度を比較すると、それぞれ21人から52人、98人から152人に増加しており、このような増加するニーズに適切に対応できる体制を整備する必要があります。

➤ 障がい児支援全般に関する課題

- 障がいをもつこども一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会全体で障がいを受け入れ、保育所や学校、放課後児童クラブ等においてはそれぞれの障がいの特性に応じた受け入れ体制のさらなる充実を目指すとともに、学校卒業後の進路実現についてもサポートするなど、切れ目のない支援を行うことが求められます。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
保育所の医療的ケア児受入可能人数（人）	2 (R6 年度)	2
就労移行支援事業などの利用を経て一般就労に移行した人数（人）	3 (R5 年度)	11

具体的な施策

施策（１）障がいに対する理解の促進

普段、こどもたちと触れ合う保育士や学校職員などを対象に、障がいに対する理解の促進とサポート力の向上に向けた研修等の機会を設けるとともに、障がいをもつこどもたちと地域との交流の機会を創出し、地域社会全体の障がいへの理解を促進します。

■主な事業

- 理解促進事業・啓発活動（普及啓発パンフレットの作成）
- 保育士・学校職員等への研修の実施 ○障がい理解（心のバリアフリー化）学習
- 特別支援学校との交流 等

施策（２）障がいをもつこども・若者に係る経済的負担の軽減

障がいをもつこども・若者とその家族に対して、障がいによって生じる経済的負担の軽減を図るため、各種費用の助成や手当の支給を行います。

■主な事業

- 補装具・日常生活用具（補聴器、電子白杖等）の購入費助成
- 各種手当の支給（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等）
- 税金の控除・減免、公共料金の割引 ○医療費の助成
- 生活援助各種助成（タクシー・バス利用券の交付等） 等

施策（３）障がいをもつこども・若者に係る日常的負担の軽減

障がいをもつこども・若者の日常生活や社会におけるコミュニケーションが円滑に行われ、本人はもちろん、その家族も安心した生活が送れるよう支援します。

■主な事業

- 障がい者等地域生活支援事業（訪問入浴サービス、日中一時支援（日中短期））
- 意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆者）の派遣
- 声の広報・点字広報の作成、配布 等

施策（４）生きがいのある生活の実現に向けた支援

障がいをもちながらも、就労などの社会参加に意欲のある方に対して、その能力と適性に応じた選択をサポートし、生きがいを感じてもらえるよう支援します。

■主な事業

- 企業を対象とした障がい者雇用に関する周知・啓発 ○就労選択支援
- 就労移行支援 ○就労継続支援（Ａ型・Ｂ型） ○就労定着支援
- スポーツ大会・教室の開催 ○地域交流展示会の開催 等

施策（５）障がい児や医療的ケア児の受け入れ体制の整備

障がい児や医療的ケア児が地域の保育所や学校などへ安心して通うことができるよう、障がいなどに配慮した施設やガイドラインの整備、各支援員の配置を進めます。

■主な事業

- 学校施設の整備（スロープやトイレの改造等）
- 「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」の運用
- 要支援児童保育対策事業 ○学校生活支援員等の配置
- 特別支援教育アドバイザーの配置 ○放課後児童クラブでの受け入れ
- 放課後等デイサービス事業 等

施策（６）切れ目のない支援体制の整備

保健、医療、福祉、教育といった機関が連携し、障がい児や医療的ケア児とその家族に、切れ目のない一貫した支援を提供します。

■主な事業

- 基幹相談支援センター※を中心とした相談支援
- 教育・保育アドバイザー等による支援
- 特別支援教育アドバイザーの配置（再掲） ○就学指導 等

※ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障害者相談支援事業や成年後見制度利用支援事業等を行う。